

提案内容評価要領

1 基本的な考え方

この委託業務の受託者を決定するため、プロポーザルにより提案内容の評価を行い、受託候補者の順位付けを行う。

提案内容の評価は、次のとおり、技術力と見積価格を評価し、市内中小企業であるかの評価を加えて、総合的に判定する。

(1) 技術力の評価

企画提案書及びプレゼンテーションに基づき提案内容の評価し、「技術点」を与える。

「技術点」は、125点満点とする。

(2) 見積価格の評価

見積価格を後に示す計算式に基づき計算し、「価格点」を与える。

「価格点」は、20点満点とする。

(3) 市内中小企業であるかの評価

市内中小企業である場合、5点を与える。

(4) 受託候補者の選定方法

「技術点」、「価格点」及び「市内中小企業であるかの評価点」の合計について、各審査員の評価点の平均点が最も高い提案者を、受託候補者（第一交渉権者）とする。また、2番目に高い審提案者を次点者として選定する。ただし、受託候補者が本市の示す「プロポーザルの参加資格」を満たしていない場合は、失格とする。また、審査員の評価点の平均点が満点の6割（90点）に満たない場合は、受託候補者に選定しない。

2 技術点の評価【125点】

(1) 評価項目及び配点

別紙4「提案内容評価表」に基づき採点を行う。

(2) 評価方法

ア 項目評価点の考え方

評価対象の各項目を下記5段階で評価する。

判定	評価	評価点
A	極めて優れている。	5点
B	優れている。	4点
C	妥当。	3点
D	やや不十分。	2点
E	不十分。	1点

イ 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、項目ごとに加重点を設定する。

ウ 技術点の計算

技術点は、次の式により計算する。

① 項目評価点＝評価点×項目加重点

② 技術点＝項目評価点の合計

エ 技術点の減点について

提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、評価しないことがある。

3 価格点【20点】

価格点の計算は、以下の式により行う（小数点以下切り捨て）。

① システム構築経費における（最低提示価格／貴社提示価格）×10点

② システム運用保守経費における（最低提示価格／貴社提示価格）×10点

上記①及び②を合計した点数を価格点とする。ただし、提示価格が本市の示した契約上限額を超過している事業者については、技術点が優れている場合にあっても採用しない。

4 市内中小企業であるかの評価点【5点】

京都市の区域内に本店又は事務所を有する中小企業（中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。）である場合、5点を与える。